



発行 東京都

目 次

告 示

告 示

● 東京都告示第千二十七号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律

(平成九年法律第四十九号) 第百三十六条第一項の規定に基づき原町一丁目3番地区防災街区整備事業組合の設立を

認可したので、同法第百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

のように告示する。

令和七年十一月五日

東京都知事 小池百合子

令和七年十一月五日

東京都知事 小池百合子

一 組合の名称
大崎駅西口F南地区市街地再開発組合

二 事業施行期間
令和三年三月五日から令和九年二月二十八日まで

一 事業組合の名称
原町一丁目3番地区防災街区整備事業組合

二 事業施行期間
令和七年十一月五日から令和十一年六月三十日まで

一 施行地区
目黒区原町一丁目地内

三 施行地区
品川区大崎二丁目及び大崎三丁目各地内

一 事業所の所在地
港区白金台五丁目五番十六号

四 事業所の所在地
品川区大崎三丁目六番二十九号

一 設立認可の年月日
令和七年十一月五日

五 設立認可の年月日
令和三年三月五日

一 事業年度
四月一日から翌年三月三十一日まで

六 事業年度
令和七年十一月五日

一 公告の方法
施行地区内の適当な場所に掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載してこれを行う。

七 公告の方法
令和七年十二月四日

● 東京都告示第千二十九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八

条第一項の規定に基づき石神井公園駅南口西地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年十一月五日

東京都知事 小池百合子

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八

条第一項の規定に基づき大崎駅西口F南地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二

項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次

令和四年九月十六日から令和十一年三月三十日まで

三 施行地区

練馬区石神井町三丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

令和四年九月十六日
練馬区石神井町三丁目二十七番二十三号

五 事業計画の変更の認可の年月日

令和七年十一月五日

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和七年十一月五日

七 事業計画の変更の認可の年月日

東京都告示第千三百三十号
東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九

十六号。以下「条例」という。)第四十条第一項の規定に基

づき、(仮称)八王子西工業団地内工場新築工事事業について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があつたので、条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月五日

東京都知事 小池百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社東京精密

代表取締役社長 CEO 木村龍一

八王子市石川町二千九百六十八番地の二

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)八王子西工業団地内工場新築工事事業

工場の設置

対象事業は、首都圏中央連絡自動車道八王子西インター

一チエンジに近接する利便性を生かし、川口土地区画整理事業により創出される産業用地の一角に、半導体製造装置の組み立て工場を新設する計画である。

所又は事業所の所在地(ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名稱、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務

四 周知地域の範囲

八王子市美山町、西寺方町及び上川町の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、生物・生態系、景観、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

令和七年十一月五日から同月十四日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 八王子市環境部環境保全課

イ 東京都環境局総務部環境政策課

八王子市元本郷町三丁目二十四番一号

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舍十九階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は電子申請サービス

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名稱、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務

所又は事業所の所在地(イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和七年十一月二十五日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyometrotokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/

(○)東京都告示第千三百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月五日

東京都知事 小池百合子

一 保安林の所在場所

八丈島八丈町末吉二三二六五番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○東京都告示第千三十二号
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和七年十一月五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月五日

東京都知事 小池百合子

- | | |
|---------|------------------------|
| 一路線名 | 水根本宿 |
| 二 変更の区間 | 西多摩郡檜原村字三都郷七千六百五十八番一地内 |
| 三 変更の概要 | 別図表示のとおり |

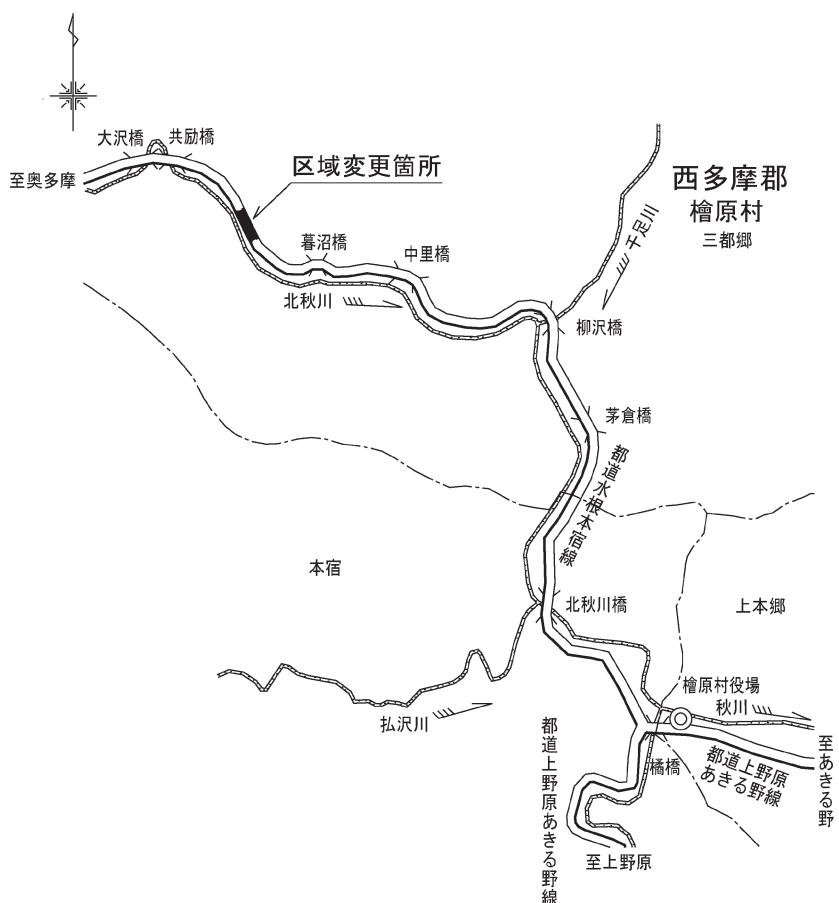
別
図

都道水根本宿線区域変更略図
西多摩郡檜原村字三都郷地内

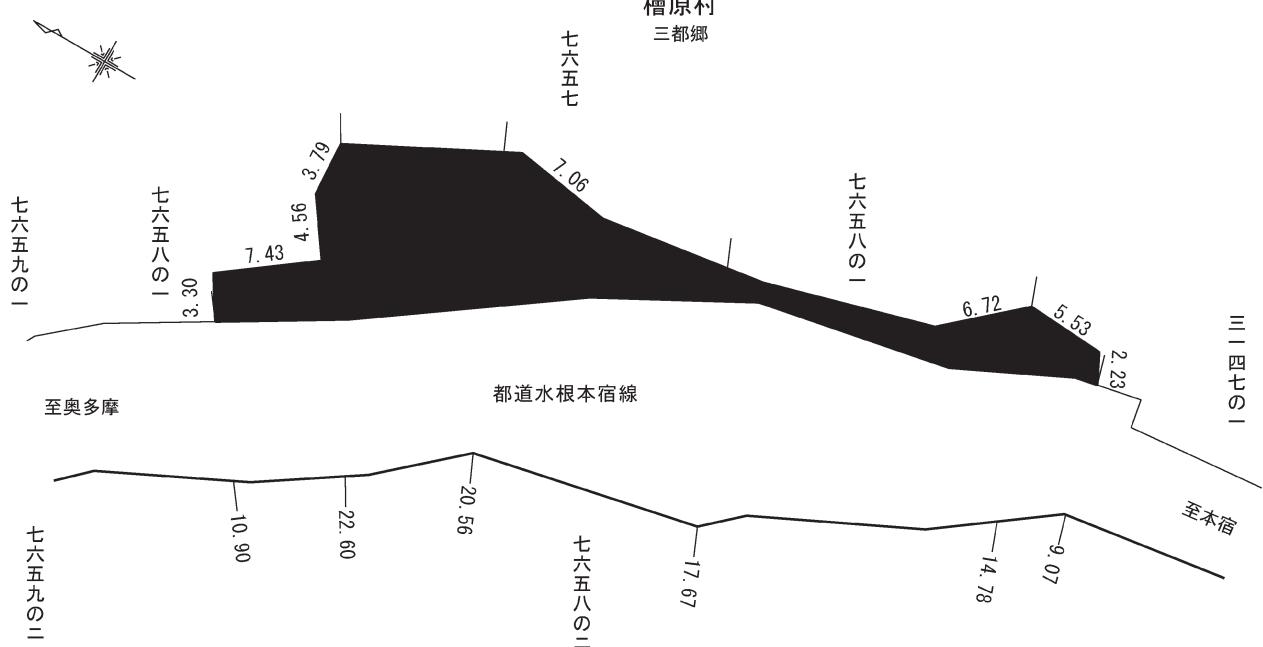
都道

編入区域

延長 五八・三〇メートル
面積 三一九・三一平方メートル



西多摩郡
檜原村
三都郷



印 (ふ)

●東京都公安委員会告示第365号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次のとおり認定教育実施者から代表者の氏名の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年11月5日

東京都公安委員会
委員長 廣瀬道明

記

変更届出があつた認定教育実施者	変更事項	新	旧	変更年月日
株式会社京成ドライビングスクール	代表者の氏名	佐野 淳	小林 広人	令和7年7月1日

東京都公安委員会
委員長 廣瀬道明
記

●東京都公安委員会告示第367号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次のとおり認定教育実施者から代表者の氏名の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年11月5日

東京都公安委員会
委員長 廣瀬道明

記

変更届出があつた認定検査実施者	変更事項	新	旧	変更年月日
株式会社トヨタ東京教育センター	代表者の氏名	植松 良太	島村 純	令和7年6月20日

東京都公安委員会
委員長 廣瀬道明

●東京都公安委員会告示第369号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、次のとおり指定講習機関から特定講習の業務を行う事務所の所在地の変更届出があつたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年11月5日

東京都公安委員会
委員長 廣瀬道明

変更届出があつた認定教育実施者	変更事項	新	旧	変更年月日
株式会社トヨタ東京教育センター	代表者の氏名	植松 良太	島村 純	令和7年6月20日

令和7年11月5日(水曜日)

認定証

(第18422号)

記	変更届出 があつた 指定講習 機関	変更事項 新	日	変更年月日
	坂本自動車株式会社	特定講習の業務を行ふ事務所の所在地 葛飾区東金町一丁目10番1号	葛飾区東金町一丁目10番8号	令和7年8月1日

●東京都公安委員会告示第370号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定により、次のとおり指定講習機関から代表者の氏名の変更届出があつたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年11月5日

東京都公安委員会
委員長 廣瀬道明
記

1 項の規定により、次のとおり、自動車教習所の運転免許取得者等検査の認定をしたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第108条の2第2項の規定に基づき、告示する。

令和7年11月5日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬道明
記1 認定年月日
令和7年10月1日

2 認定事項

名称、住所及び 代表者の氏名 及び所在地	運転免許取得者等 等検査に使用する施設の名称及び所在地	運転免許取得者等 検査の方法の区分
株式会社尾久自動車 小金井市東町三丁目17番19号 遠藤 賢二	尾久自動車学校 小金井市東町三丁目17番19号	運転免許取得者等 検査の認定に関する規則(令和4年國家公安委員会規則第8号)第1条 第1号 認定認知機能検査 同等検査

●東京都公安委員会告示第371号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の3第

変更届出 があつた 指定講習 機関	変更事項 新	日	変更年月日
株式会社トヨタ東京教育センター	代表者の 氏名 植松 良太 島村 熟	令和7年6月20日	

行 東京都新宿区西新宿1丁目八番1号
発 電話 ○11(511111)1111(代) 郵便番号 163-0001
定 本号 1110円
便 一箇月
付 600円
(郵送料を含む)
印 刷 所 勝美印刷株式会社
電 話 ○11(11)811151101(代)
便番号 113-0001
FSC フジックス
FSC® C006270